

2021年8月27日 日本共産党沖縄県議会議員団

渡久地修 玉城武光 玉城ノブ子 比嘉瑞己 西銘純恵 瀬長美佐雄 島袋恵祐

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請

新型コロナから県民の命を守るために必死に奮闘されているすべての関係者のみなさんに心からの敬意を表します。

新型コロナの新規感染が急増し、感染爆発、医療危機が深刻な状況になっています。

これまでも、数度にわたってコロナ対策についての提案、要請を行ってきましたが、第5波の感染爆発、急拡大を食い止めるために、県民の命を守ることを最優先にした緊急の対策が求められていますので、下記の点に絞って緊急に要請いたします。

記

1、急増する陽性者、患者の命を守るために

- (1)、入院病床を最大限に増床すること。
- (2)、臨時の医療施設の設置を急ぐこと。そのために、市町村、医師会、医療機関、看護協会や関係機関等と緊急協議を行い、輪番制などの体制構築を進めること。
- (3)、宿泊療養施設を最大限に活用するように運用を直ちに改善し、自宅療養者をなくすように全力をあげること。
- (4)、自宅療養を余儀なくされている陽性者への手厚い医療と看護が受けられるように体制を強化すること。
- (5)、医師、看護師の確保に全力をあげること。

2、大規模なPCR検査や抗原検査の頻回検査の拡充について

- (1)、いつでも何度でも検査が受けられるようにPCR検査や抗原検査をさらに大規模に拡大すること。
- (2)、ワクチン接種者も感染する事例が増えており、医療施設、介護施設、障がい者施設、学校、保育所などのエッセンシャルワーカーの頻回検査を拡充すること。
- (3)、来県者の出発地での事前のPCR検査を徹底すること。そのために、全員が受検できるように検査数を拡大するとともに、期限を延長すること。また、発生したキャンセル料を補償すること等を国に求めること。

3、ワクチンの確保と迅速な接種について

- (1)、ワクチンの確保を政府の責任で行い、市町村に対して提供日程を明確に示すように強力に求めること。
- (2)、教職員、保育士、学童保育などエッセンシャルワーカー及び妊婦のワクチン優先接種を加速させること。
- (3)、ワクチン接種の予約がなかなか取れないなどの不安がおこらないように市町村と連携を密にして県民の不安解消に全力をあげること。

4、夏休み明けをむかえるにあたって、学校再開や感染拡大の不安、学びについての不安などが保護者に広がっている。これらの不安に丁寧に対応できるようにしっかりとの方針を確立し、保護者、県民に示すこと。

- (1)、感染状況に応じて、分散登校、オンライン授業、学級閉鎖や臨時休校など柔軟に対応すること。
小中学校などで学級閉鎖、臨時休校などを行う場合は、保護者の就労や家庭状況に応じて、必要な児童生徒が学校で学べるようにすること。
- (2)、出席扱いについては児童生徒の不利益にならないようにすること。
- (3)、学校PCR検査事業をさらに拡充するとともに、頻回検査も実施すること。
- (4)、児童生徒が感染した場合の感染児童及び家庭への支援とケアの体制を構築すること。
- (5)、感染防止のための換気対策の徹底、不織布マスクの支給などを行うこと。そのための予算措置を政府に求めること。

5、政府に対して、医療機関への減収補填や感染対策予算、経済対策予算等の抜本的な財政支援の増額を求めること。



一般質問(12月9日)

米軍基地からのオミクロン感染拡大は政府の責任

昨年12月9日の一般質問で、米軍に入国禁止、外出禁止など要求するよう求めました。米軍の外出制限は1月10日から、デニー県政が、四軍調整官や日米政府に要請した20日後です。すでにオミクロン株が県民に感染急拡大していました。米軍基地から広がったコロナ感染爆発。日米政府の責任は重大です。県民の命と暮らしを守るあらゆる対策をすべきです。



デニー知事に311の予算要請(1/7) 復帰50年で平和な沖縄めざし、コロナ対策、暮らし、福祉の拡充を要望



赤嶺衆議員と軽石被害調査(11/4)

宜野湾での部品落下調査(11/26)



IL認知事を不承認

基地からコロナ
拡大で防衛局に
抗議(12/22)



日本共産党県議会議員 **ニシメ純恵** 電話 870-8575
2022年1月 無料相談事務所浦添市宮城6-11-2-2階 (住所が変わりました)

郵便番号

□□□□□□□□



城間



□□□□□□ 様



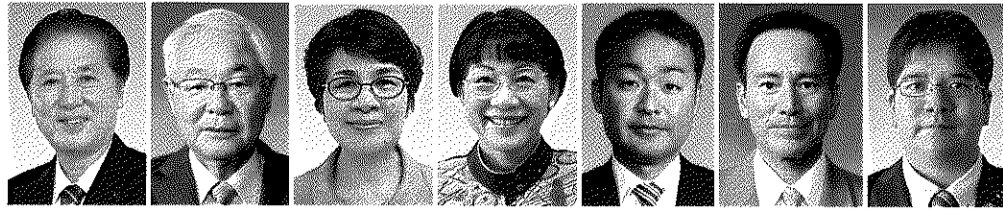
郵便はがき

広報紙充当可能割合確認票

議員名

日本共産党沖縄県議団

広報紙名	紙面割合
日本共産党沖縄 県議団より 2022年2月 第157号	<ul style="list-style-type: none"> ●全体面積: $39\text{cm} \times 27\text{cm} \times 4\text{面} = 4212\text{cm}^2$ ●充当対象外記事: 面積計 = 242.1cm^2 ① $9.8\text{cm} \times 24.7\text{cm} = 242.1\text{cm}^2$ ●充当可能割合: $1 - (242.1\text{cm}^2 / 4212\text{cm}^2) = 0.9425 \approx 94.2/100$ 以下



渡久地修 玉城武光 玉城ノブ子 西銘純恵 比嘉瑞己 瀬長美佐雄 島袋恵祐



表紙外①

復帰50年 平和で誇りある沖縄をめざして

玉城デニー県政の豊かな実績

県民の暮らしと平和を守るために全力

玉城デニー知事は、翁長前知事の遺志を継承し、平和で誇りある豊かな沖縄を目指し、建白書実現のために県民と共に歩んでいます。また、誰一人取り残さない社会、新時代沖縄といった理念を掲げて、この3年間を全力で取り組んできました。

日本共産党沖縄県議団は、玉城県政を支え公約実現のために全力で奮闘しています。いよいよ今春から中学校卒業までの医療費の無料化がはじまります。返済のいらぬ給付型奨学金制度の拡充、中高生への通学バス・モノレールの無料化など、子どもの貧困対策は大きく前進しました。

昨年7月には、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産への登録が実現するとともに、気候非常事態宣言や希少野生動物保護条例の全面施行など、環境施策も大きく前進しました。また、性の多様性尊重宣言（美ら島にじいろ宣言）や、性暴力被害者ワンストップ支援センターの拡充など、ジェンダー平等に向けても引き続き取り組んでいきます。

辺野古新基地建設を巡っては、知事は政府が提出した設計変更申請について不承認としました。一方で、新しく発足した岸田政権は、行政不服審査法を濫用するなど、安倍・菅政治と変わらない、地方自治と民主主義を破壊する強権政治を続けています。

今年1972年に沖縄が本土に復帰して50年の節目の年です。日本共産党沖縄県議団は、沖縄県民が復帰に託した「基地のない平和で豊かな沖縄」を目指して、引き続き玉城デニー県政をしっかりと支えて全力で奮闘する決意です。

辺野古埋立設計変更申請を不承認

政府は新基地建設を断念せよ—知事の決断を支持

玉城デニー知事は11月25日、沖縄防衛局が提出していた設計変更申請を不承認としました。県は不承認理由として、軟弱地盤が最深90メートルに達するB27地点が、「最も重要な地点において必要な調査が実施されておらず、地盤の安定性が十分に検討されていない」ことや、ジュゴンなどの環境保全などをあげています。

しかし、政府はまたもや行政不服審査法を濫用し、私人になりすまして国土交通省に審査請求を行いました。地方自治を蹂躪する強権政治は許されません。



リーディング産業・観光産業の回復なくして沖縄経済の回復はないものとする



玉城武光県議

新型コロナウイルス感染拡大で影響を受けた観光関連産業への支援と経済効果を伺います。

知事答弁—感染防止対策を徹底した上で、おきなわ彩発見キャンペーンなどの域内需要喚起策を実施するとともに、宿泊事業者が行う感染症対策への支援を実施しております。

先の9月議会には観光産業関連事業者等応援プロジェクトの補正予算を計上して支援金の拡充強化を図り、支給決定額は11月28日時点で約7.9億円、そのほか10月29日時点において宿泊業・飲食サービス業への県単融資で約32.6億円、雇用調整助成金の県単独自乗せ助成約12.9億円の支援を行っております。

令和元年度の農林漁業産出額1202億円平成23年比で25.5%増

食料自給率の向上、安全・安心な食料の確保、国土保全など多面的な機能を重視した農林水産業の

振興について、農林水産業の生産額の到達と伸び率を伺います。

知事答弁—亜熱帯海洋性気候や地理的特性を生かした農林水産業の振興を図るため、沖縄ブランドの確立と生産供給体制の強化、輸送コストの低減対策、生産基盤の整備などに取り組んでいるところです。これらの取組により、冬春期の施設野菜や全国有数の子牛供給産地となった肉用牛などのおきなわブランド品目の定着、令和2年の生産量が過去最高になったモスクなど、着実に成果が現れており、令和元年の農林漁業産出額は1202億円と、平成23年と比較して25.5%増となっております。

公約すべてに着手 知事「全身全霊で取り組む」



比嘉瑞己県議

比嘉瑞己議員は玉城県政の3年間の実績について質問しました。デニー知事は「公約として掲げた291の施策全てに着手し、経済、教育、福祉、保健医療、離島振興、文化、環境、基地問題等の分野において様々な施策を展開してきた」と答弁し、主な成果を次のように説明しました。

持続可能な沖縄の発展をめざして

コロナで傷ついた暮らし・経済の回復

2019年には入域観光客数が1000万人を超え、雇用情勢が大幅に改善するなど、着実に成果を上げてきた。しかし、新型コロナウイルスの拡大によって、観光関連産業をはじめ多岐にわたる業種で大きな影響を及ぼしている。このため、空港等での水際対策やエッセンシャルワーカー等への定期PCR検査の実施等に加え、事業者への支援金給付や需要喚起策など全力で取り組んでいる。

誰一人取り残さない社会実現へ

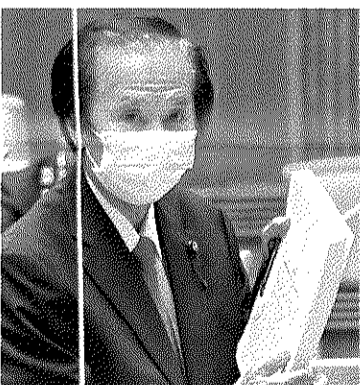
子ども貧困対策計画を推進し、幼児

教育の無償化や子ども医療費助成の拡大、中高生のバス無料化、少人数学級の対象拡大、子どもの権利尊重条例の制定、ヤングケアラーの実態調査の実施等を推進している。離島振興では、海底ケーブルの整備、離島航路及び航空路の交通コストの低減、粟国―那覇航空路線の再開、水道の広域化など、離島の定住条件の整備等にも取り組んでいる。

デニー知事は「持続可能な沖縄の発展と、誰一人取り残さない社会を目指すとともに、安全・安心で幸福が実感できる島を形成し、自立的発展と県民一人一人が真の豊かさを実感できる社会の実現に向けて、私が先頭に立ち、全身全霊で取り組んでまいります」と力強く訴えました。

台湾有事。沖縄が核先制攻撃の標的に

米議会諮問機関の報告書を暴露、告発



渡久地修県議

32軍壕第5抗口の土地の取得を提起

必要な土地の取得を進めると知事が答弁

12月8日の質問では、岸田政権は敵基地攻撃能力の獲得を表明したことで、米議会の諮問機関「米中経済安全保障調査委員会」の11月の報告書で、「台湾有事」の際、米空母とグアム、沖縄の米軍基地が中国による核兵器の先制攻撃の標的になる可能性がある」と記載されていることや、同盟国に中距離ミサイルの配備を提言していること暴露、告発。沖縄が再び戦争に巻き込まれ捨て石にされる危険性があると指摘。平和的な外交を求める知事の行動の重要性を提起しました。

玉城デニー知事が11月25日、辺野古設計変更申請を軟弱地盤などを理由に不承認としたことに沖縄防衛局は、12月7日に、またもや行政不服審査法をねじ曲げ、私人になりすまして身内の国土交通省に審査請求をしたことは許せない」と糾弾。知事は「国土交通大臣は、内閣の一員として辺野古の新基地建設を推進するという立場、審査庁として公平公正な判断を行うことは事実上不可能」「私人の権利利益の救済制度である行政不服審査制度を用いることになれば地方自治は保障されなくなる」と答弁しました。

旧日本軍32軍壕の第5抗口と周辺の土地取得を急ぐよう提言。知事は「必要な土地の取得に向けて検討を進める」と答弁。PFOSの混入した水を飲料水に使用しないことを求め、

知事は「PFOS等の混入した水は飲料水に使わないことを基本としながら、水道水の安定供給に配慮し、可能な限り取水の停止に向けて取り組んで行く」と答弁しました。

ヤングケアラーの支援、条例制定へ



玉城ノブ子県議

質問 ヤングケアラーとは、病
気や障がいのある家族のため、
本来大人が担うと想定される
家事や家族の世話などを日常
的に行っている十八歳未満の
子供を指すとなっています。国
の実態調査で、中学生の約17人
に一人、全日制高校の約24人に
一人が該当するとなっておりま
す。沖縄県でも実態を調査し、

具体的支援につなげていけ
るよう、ヤングケアラー支援条
例の制定が必要です。
答弁(玉城デニー知事) 子ど
もの貧困問題に対する取り組
みは沖縄県の最重要課題であ
り、県では福祉、教育など関係
部局で連絡会議を立ち上げ、実
態調査や支援の方法について
検討をすすめており、ヤングケ
アラの早期発見に努め、市町
村とも連携を取って、適切な支
援につなげていけるよう、条例
制定についても検討してまい
ります。

命、財産、暮らしを守ることは
国の大きな責務です。災害の補
償制度をつくるよう国に求め
るべきです。
答弁 玉城デニー知事は、軽石
の影響を受けました漁民への
支援について、農林水産省を始
め、国の関係機関に要請を行っ
てきました。引き続き国に対し
て強く求めてまいります。
質問 漁民のみならず、漁に
出るためにエンジンや軽石か
ら守るための対策を独自に進
めております。対策に必要な資
材等をはじめ、燃料等への支援
を県が行うよう求めます。
答弁 県漁連等の水産関係団
体の対策協議会において、早急
に漁業者の安全操業と経営安
定が図られるよう、取り組みを
強化してまいります。

誇りある豊かさに込めた翁長前知事の 思いを引き継ぐ デニー知事



瀬長美佐雄県議

沖縄県民は、日米両政府が辺野古新基地 建設断念まで闘い抜くと信じる

最高裁で、敗訴した翁長
前知事は、「苛烈を極めた米
軍との自治権獲得闘争を粘り
強く闘ってきた沖縄県民は、
日米両政府が辺野古新基地建
設を断念するまで闘い抜くも
のと信じている」とコメント
を發しました。また、翁長
前知事は、「戦後、自治権の

獲得含め、自分の子や孫のた
めに頑張ってきた経緯があ
る。県民からするといかにも
不条理だという判決に対する
抗議の思いと、その思いは県
民全体が共有している。過去
のことを思い、未来のことを
思い、今日の解決しようとい
う強い決意を持っているの
ではないか。県民に寄り添
う答弁をした前知事への所見
を伺います。

これからは誇りある反戦平和
の思想や基地撤去を求めて闘
ってきた土地闘争などに見ら
れる県民のふるさとに対する
誇りを守り、さらには経済を
振興してきたいわゆる保守
系の方々、経済界の方々の奮
闘も、豊かさを追求してき
たという意味では、誇りも豊
かさも重要であるということ
が、翁長前知事の思いとして
語られたものと思います。そ
の思いは、私は恐らくほとん
どの県民が心にしまった、本
当に深く共有できる思いであ
ろうというふうに思います。私
も翁長前知事と同じように、
子供たち、未来のためにしっ
かり実現できる取組を一つ一
つ着実に進めてまいりたいと
思います。

「性の多様性」の取り組みは

島袋恵祐県議が一般質問



島袋恵祐県議

島袋恵祐県議は、玉城デニ
ー県政が3月に発表した、性
の多様性への理解を深めて誰
もが自分らしく生きられる沖
縄を目指す取り組みの方向性
を示す、「沖縄県性の多様性
尊重宣言(美ら島 にじいろ
宣言)」に沿った具体的な取
組み状況などについて、質
問しました。

子ども生活福祉部の名渡
山晶子部長は、相談窓口の設
置、希望する高校生が参加す
る啓発パンフレットの制作な
どの取り組みを紹介。「県民
の各層に向け、啓発活動を引
き続き進めていきたい」と答
弁しました。今後は、行政サ
ービスでの性別記載欄の見
直しなど「性の多様性に配慮
した適切な対応が行えるよ
う関係各部署と連携し、検討
を進める」と答えました。
●米軍北部訓練場の全面返
還を!

島袋県議は、世界自然遺産
登録された沖縄島北部に米
軍北部訓練場が存在し、騒
音・環境汚染の問題があるこ
とを指摘。「北部訓練場の全
面返還を強く求めるべきだ」
と主張しました。
デニー知事は「希少な固有
種が数多く生息・生育する、
生物多様性に富んだ地域で
あることから、日米両政府で
返還を検討していただく必
要がある」と答えました。
●憲法が生きる平和で民主
的な社会実現こそが求め
られている。
最後に、岸田首相が11月の
臨時国会所信表明演説につい
て触れ、「敵基地攻撃能力保
有の検討を初めて言明し、憲
法改正の章を立てて、国会で
の議論を呼びかけた事は、県
民と自衛隊員の命と人権を
危険にさらす事で許されな
い」と述べ、「国家間の問題
は、平和的な外交交渉による
解決が重要だ。今求められて
いるのは憲法を変えること
でなく、憲法が生きる平和で
民主的な社会実現が求めら
れている」と主張しました。

知事は米軍に入国禁止、訓練禁止や 外出禁止、ゲノム解析の要請を



西銘純恵県議

西銘純恵は、日米地位協定の
壁は、「こんな怖い感染症の中
でも現れている。国内法適用、国
民と同じように米軍は感染症
対策を厳しくやってほしい。米
軍に対して直接知事名の文書
で、入国禁止や訓練禁止、外出
禁止やゲノム解析など要求す
べきと提案。デニー知事は、四軍
調整官が新しく赴任したので、
米軍もしっかりとゲノム解析も

含めて県側に協力してほしい
ということ、申し入れたいと
答弁しました。
辺野古新基地問題について
西銘県議は、岸田首相が、丁寧
な説明、対話による信頼を地元
と築くと述べているが、辺野古
工事を止めて、設計変更申請を
取り下げて、沖縄と話し合いをす
べきと指摘。金城知事公室長は、
知事と総理の早期会談が実現す
るよう頑張ると答弁しました。

軍港問題について
「港灣施設及び貯油所」が使用
目的とされている那覇軍港にM
V22オスプレイが着陸したのを
政府が容認した。米国言いなり
の政府では、浦添新軍港も原子
力潜水艦や大型艦船、オスプレ
イが使用する基地になる。浦添
新軍港に反対をすべきと告発。
金城知事公室長は、浦添移設
が基地負担の増加になっては
ならない。政府が航空機の着陸
を排除してはいないのは、無制限
に基地の使用が認められるこ
とになり、県は容認できないと
答弁。西銘県議は、現有機能と
いいながら、オスプレイが使用
して運用は向でもできるとい
う政府は信用できない。浦添移
設に待ったをかけることを要求
しました。
その他、子どもの貧困対策、
学校への生活用品の配備、少人
数学級、生活保護、性暴力被害
者ワンストップ支援センター
など質問しました。

新年度予算要望書を提出 玉城県政を支え、公約実現に全力



1月7日、日本共産党県議団は玉城デニー知事に、次年度予算編成についての要望書を提出しました（玉城武光議員は所用のため不参加）。要望書では、急拡大するオミクロン株への緊急対策、復帰50年にあつての次期振興計画、辺野古新基地を絶対に造らせないこと、軽石対策、首里城復興・再建など15分野311項目にわたります。

米軍基地の過重負担を強いられてきた沖縄の歴史と県民の復帰に託した願いを「復帰50年の建議書」「復帰50年の沖縄宣言」（仮称）としてまとめ、全国・世界に発信することなど提案しました。

また、沖縄振興と基地問題をリンクさせる動きに断固反対することや、振興予算が本土に還流する仕組みから脱却し、県内で循環・蓄積する仕組みにすることを求めました。

そして、在日米軍基地で新型コロナウイルス感染者が急増していることについて、「米軍基地が県民の命を脅かしている」と指摘し、米軍関係者の入国禁止・基地からの外出禁止、日米地位協定改定、政府の責任による基地従業員等の無料PCR検査などを、改めて求めるよう訴えました。

玉城デニー知事は「要望書の内容をしっかりと参考にして、予算編成に反映させたい」と述べました。

県議団活動ニュース



7月28日 サンゴ訴訟学習会



8月17日 パネル落下抗議要請



8月27日 コロナ感染症対策緊急要請



9月7日 沖商連意見交換



11月4日 軽石被害調査



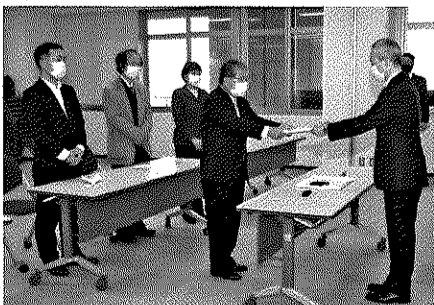
11月5日 軽石被害に関する要請



11月26日 オスプレイ水筒落下調査



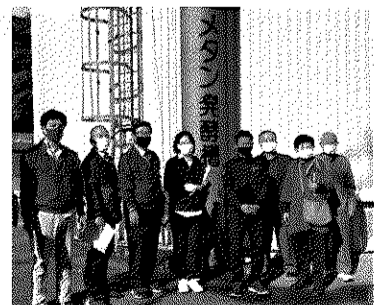
11月26日 那覇軍港オスプレイ視察



11月26日 オスプレイ関連抗議要請



11月26日 知事の承認を支持する県民集会



12月15日 経労委員会視察

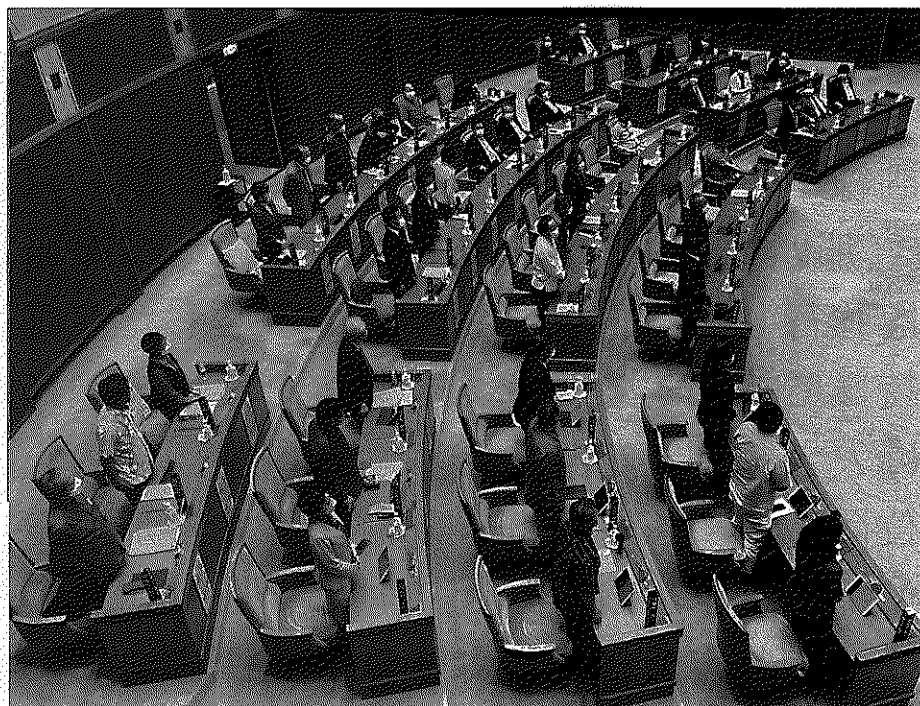
新たな基地負担を許さない 那覇軍港の早期返還を

那覇港湾施設における在沖米海兵隊の訓練に関する意見書・決議

2022年3月30日 比嘉瑞己議員が賛成討論

2月議会最終本会議で、意見書・抗議決議を、日本共産党などの与党の賛成多数で可決されました。自民党は訓練を容認して賛成。公明・無所属は退場しました。比嘉瑞己議員の賛成討論を紹介します。

県民の命と暮らし脅かす 横暴勝手な訓練に怒りを込めて抗議



去った2月、在沖米海兵隊は沖縄県や那覇市に事前の連絡もなく、中止要請も無視して、那覇港湾施設(那覇軍港)においてCH53E大型輸送ヘリや欠陥機MV22オスプレイなどの軍用機の離発着を伴う大規模訓練を強行しました。

これまで、CH53E大型輸送ヘリは、2017年10月には東村高江での不時着炎上・大破事故を起こし、同年12月には普天間第2小学校への窓枠落下事故や、同型機の物とみられる部品が緑が丘保育園に落下する事故が起きています。また、欠陥機MV22オスプレイをめぐっては、2016年12月に名護市安部で墜落事故、2018年2月、うるま市伊計島での部品落下事故、昨年11月には宜野湾市野高で金属製の水筒落下事故を起こすなど、県議会においてもオスプレイ配備撤回を求める意見書が幾度となく



日本共産党
県議団だより号外

2022年3月30日
☎866-2756

可決されているところで、さらにMV22オスプレイは、今月18日にノルウェー北部で墜落事故を起こしました。このような危険な事故を繰り返している米軍機が、那覇空港と近接している那覇軍港で訓練を実施し、万一にも墜落事故や部品落下事故が起きれば、取り返しのつかない大惨事となります。県民の命や暮らしを脅かす訓練の強行に、怒りを込めて抗議するものであります。

日米合意すら守らない米軍 米軍追隨の日本政府

1972年の本土復帰時に交わされた日米合意(5・15メモ)では、那覇軍港の使用目的は「港湾施設及び貯油所」とされており、復帰からこれまで50年間、那覇軍港での米軍機の着陸を伴う訓練は行われていません。一方で日本政府は、今回の訓練について「那覇港湾施設の使用の主目的に沿ったもの」として、米軍の言い分を追認・擁護しています。こうした日本政府の認識は、過重な基地負担を背負わされている沖縄県民に「新たな基地負担」を強いるものであり、絶対に認められないといえます。

日米地位協定の抜本改定こそ

今回の訓練に対して沖縄・自民党派からも意見書が提案されています。同

勢を「容認」する立場にたっています。また、要望事項では、「訓練の実施に当たっては、関係自治体を含めた調整及び通知を行うこと」を求めています。例えば事前に調整や通知があったとしても、このような危険な訓練を容認するわけにはいきません。

今月22日、米海軍のヘリコプターが名護湾で吊り下げ訓練を実施しました。名護湾は日米地位協定上も米軍の訓練が認められていない「提供区域外」の場所です。

「これ以上の基地機能強化は許さない」 県議会の意志を示そう

那覇軍港の移設問題には各政党・会派にも様々な主張があると思いますが、今回の那覇軍港での訓練は、県民に新たな基地負担を強いるものであり、基地機能強化そのものです。いま私たち県議会が「地位協定の拡大解釈を許さない」明確な意志を示さなければ、米軍の訓練はますます野放しになってしまいます。その重要性に鑑み、意見書の文案については全ての会派が、全会一致で可決できるように、考慮を重ねてきたつもりです。「これ以上の基

地機能強化は許さない。那覇軍港は早期返還せよ」。この一点で沖縄県議会の意志を示すことが、いま県民から求められているのではないのでしょうか。よって、沖縄・自民党派より提出されました、議員提出議案第3号に反対し、与党派より共同提案された議員提出議案第4号「那覇港湾施設における在沖米海兵隊の訓練に関する意見書」並びに議員提出議案第5号の決議案に賛成するものです。議員各位のご賛同をよろしく申し上げます。

那覇港湾施設における在沖米海兵隊の訓練に関する意見書

在沖米海兵隊は、沖縄県や那覇市の訓練中止要請を無視し、令和4年2月8日から13日までの6日間、那覇港湾施設（那覇軍港）でCH53E大型輸送ヘリやMV22オスプレイ等を使用した大型訓練を強行した。自動小銃などで武装した海兵隊員による警備訓練や、プラカードを持って抗議する民間人を想定した訓練の様子が確認されるなど、周辺住民や県民に大きな不安を与えた。

那覇港湾施設は、那覇市の市街地に位置し、多くの民間機が離着陸する那覇空港に近接しており、万が一、墜落事故や部品落下事故等が起これば、取り返しのつかない大惨事となる。那覇港湾施設ではこれまでに同様な訓練は確認されておらず、今回の訓練の実施は県民への新たな基地負担を強いるものであり、断じて許されない。

本土復帰に当たり基地の使用条件などを定めた1972年の日米合意(5・15メモ)には、那覇港湾施設使用の主目的を「港湾施設及び貯油所」としており、米軍機を使用した訓練等はその主目的から逸脱しているのは明白である。

一方で、政府は「港湾の使用が想定される運用に関わる訓練と考えられ、那覇港湾施設の使用の主目的に沿ったもの」と今回の訓練の実施を追認しており、遺憾である。

今年が沖縄の施政権返還から50年である。政府は、米軍による基地の自由使用を認めた日米地位協定の抜本改定を強く求めるべきである。

よって、本県議会は今回の訓練に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 那覇港湾施設における米軍機の離発着や訓練など、新たな基地機能強化を行わないよう求め、那覇港湾施設を早期返還させること。
- 2 日米地位協定を抜本的に改定し、在沖米軍基地の自由使用を認めさせないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月30日

沖縄県議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣
内閣官房長官
沖縄及び北方対策担当大臣

宛て

2022年度予算編成についての要望書

沖縄県知事 玉城 デニー 殿

2022年1月7日 日本共産党沖縄県議会議員団

渡久地修 玉城武光 玉城ノブ子 西銘純恵
比嘉瑞己 瀬長美佐雄 島袋恵祐



新型コロナウイルス感染症・オミクロン株の急拡大、軽石の大量漂流・漂着などの様々な困難な事態に直面しているなか、玉城デニー知事を先頭に県庁職員が一丸となって対策が取られていることに敬意を表します。

玉城デニー知事は、翁長前知事の遺志を継承し、県民が心を一つにして対立と分断を乗り越えていく誇りある豊かさを目指し、建白書実現のために県民と共に歩んできました。また、沖縄の可能性を生かした経済振興や離島振興を推進し、子どもの貧困対策をはじめとする教育・福祉・医療政策にも積極的に取り組んできました。辺野古新基地建設を巡っては、知事は政府が提出した設計

変更申請について不承認としました。一方で、新しく発足した岸田政権は、行政不服審査法を濫用するなど、安倍・菅政治と変わらない、地方自治と民主主義を破壊する強権政治を続けています。今年1972年に沖縄が本土に復帰して50年の節目の年です。日本共産党沖縄県議員団は、オール沖縄の闘いをさらに強く大きく広げ、沖縄県民が復帰に託した基地のない平和で豊かな沖縄を目標として、引き続き玉城デニー県政をしっかりと支えて全力で奮闘することを表明するとともに、次年度の予算編成にあたっての要望書を提出いたします。

① 重症化リスクの高い高齢者などを中心に、6カ月後の3回目ワクチン接種を、最大限、迅速に行うこと。
② 高齢者施設や医療機関に対して、積極的な定期検査を行うこと。また、無症状者を対象に「いつでも、誰でも、無料で」受けられるPCR検査を実施し、陽性者を保護すること。
③ 医療体制の強化、必要な療養施設確保、臨時医療施設の設置を早急に進めること。
④ 有症者を自宅に置き去りにせず、地域の医療機関の連携と体制強化をはかること。
⑤ 発熱外来の体制支援、診療報酬の引き上げなど、医療機関への十分な支援を国に求め、保健所の恒常的な職員増など体制強化にとりくむこと。
⑥ 来県前の出発地PCR検査の強化を国に求め、水際対策を強化すること。

1. 新型コロナウイルス感染症(第6波)への対策について

(1) 米軍基地を提供している政府の責任で感染対策を実施することを求めること。

- ① 感染者が発生した基地をただちに封鎖し、米国及び海外からの部隊及び軍関係者の移動・入国の禁止、基地からの外出禁止を求めること。
- ② 日米地位協定を抜本的に改定し、入管法及び検疫法などの国内法を米軍に適用すること。
- ③ 軍関係者の入国前PCR検査等の義務化を求め、入国後も全ての軍関係者のPCR検査とオミクロン株の検査を実施し、感染者数等の情報提供・開示を求めること。
- ④ 政府の責任で、基地従業員等がいつでも無料でPCR検査を受けられるようにし、基地内での感染防止対策の徹底を求めること。

(2) オミクロン株への緊急対策に全力を

(3) 経済対策と県民生活への支援強化について

- ① 観光業をはじめとする各種産業への経済的支援を行うこと。
- ② 国に対して、雇用調整助成金、持続化給付金、家賃支援など、必要な支援の拡充・継続、国による補償制度の実現を求めること。
- ④ 教育現場での感染防止対策と「学び」の保障について

の感染拡大が懸念されている。エアロゾル感染防止対策の徹底、学校での無料PCR検査体制を構築すること。
② 登校見合わせの選択・分散登校・オンライン授業など、学びを保障するための柔軟な対応を行うこと。同時に、登校が必要な児童生徒には万全の対応を行うこと。
③ 自主休校を選択した児童生徒について、進級や進学に不利益を生じさせないこと。
④ コロナ対策への支援のための職員体制を強化すること。

2. 日本復帰50年を迎えるにあたって

(1) 歴史の継承と発信について

- ① 沖縄戦の実相、戦後27年間の米軍占領時代の苦難の歴史、復帰から50年たっても米軍基地の過重負担を強いられ続けてきた歴史と、沖縄県民の復帰に託した願いについて、「復帰50年の建白書」「復帰50年の沖縄宣言(仮称)」としてまとめ、全県・全国・全世界に発信すること。
- ② ①の内容を沖縄県史で克明に記録するとともに、普及版、ビジュアル版の発行や映像の作成など、多くの県民、児童生徒への普及及び歴史の正しい継承に努めること。
- ③ すべての学校で、沖縄戦、米軍占領時代、復帰から50年たった今日でも米軍基地の過重負担にあえぐ沖縄の歴史について特別授業を行い、正しい歴史の継承に努めること。
- ④ 復帰50年の記念式典は、沖縄戦、米軍占領時代、復帰後の米軍基地の過重負担を押し付けられている実態を明らかにするとともに、県民が望むものは「基地のない平和で豊かな沖縄」で

在ることを内外に宣言するものとする。

(2) 基地のない沖縄をめざすこと

- ① 米軍基地は沖縄経済発展の最大の阻害要因であることを事実をもって国民・県民に広く周知し、米軍基地のない沖縄をめざすことを県政運営の柱に据えること。

3. 次期沖縄振興計画について

- ① 辺野古新基地建設と沖縄振興をリンクさせることに断固反対し、沖縄戦で焦土と化した壊滅的な打撃を受けたこと、27年間の米軍の異民族支配、今なお全国の70.3%の基地が押し付けられ沖縄の発展の阻害要因となっていることなどを明確にし、復帰時の沖縄県民への償いの心で当たるといって「沖縄振興計画特別措置法」の原点に立つことを今後とも貫き、基地のない平和な沖縄こそ沖縄発展の道であることを県政運営の柱に据えること。
- ② 沖縄振興予算が本土に還流する仕組みから脱却し、県内で循環、蓄積する仕組みにすること。
- ③ 地元産業、地元企業の振興・育成を柱にし、沖縄の力を底上げするものにする。
- ④ 生活密着型公共事業の推進、戦後27年間の米軍占領によって遅れている福祉、医療、教育の分野や離島振興を重点的に取り組むこと。
- ⑤ 「米軍基地は沖縄経済発展の最大の阻害要因」であることを、具体的に経済、雇用などの指標や将来像で示し、県民に周知し、全国に発信すること。
- ⑥ 持続可能な社会の構築のために、SDGsの理念を取り入れて「誰一人取り残さない社会」を目指すこと。
- ⑦ 子どもの貧困解消を引き続き県政運営の柱に据えること。
- ⑧ 世界に誇れる持続可能な観光地づくりを推進するために、宿泊税の導入に先立つ形で「沖縄観光基金(仮称)」を設置すること。
- ⑨ 県民所得の向上のために、最低賃金1500円の実現と、公契約条例の実行性ある取り組みを推進していくこと。
- ⑩ 沖縄一括交付金制度の減額に反対し増額を求めること。

⑪ 一括交付金について福祉、教育分野での活用を拡大させること。

⑫ 沖縄本島縦貫鉄道を早期に導入すること。

⑬ LRTなどフリーダー交通も早期に検討すること。
⑭ 地方交付税について、広大な領海を考慮することや亜熱帯補正の創設、へき地教育振興法の基準点の見直しなどを国に求めること。

⑮ 普天間基地の公共用地の先行取得を推進し、跡利用計画を早期に策定すること。

4. 辺野古に新基地を絶対につくらせないこと

① 辺野古新基地は絶対に造らせないために全力を尽くすこと。

② 辺野古設計変更申請不承認に対する国交相の不服審査請求に対して毅然として対処すること。

③ 国と県との訴訟経過について、これまで裁判所は「撤回」等の実質審理を行っていないことを明らかにし、県の主張の正当性を県内外に発信すること。

④ 国連やアメリカ政府、連邦議会、米国世論に沖縄の実情を知らせるために、ワシントン沖縄県事務所の活動を強化すること。知事の訪米、書簡やパンフレットの送付など様々な行動を強化すること。

5. 軽石対策について

① 軽石漂着について、国の災害復旧事業に認定して、漁港、港湾、海岸、河川等の軽石除去等への国の全面的な取り組みを強く要請すること。置き場の確保、有効活用についても市町村・関係機関等と連携して取り組むこと。

② 出漁できない漁業・養殖業者への休業補償を国に強く求めるとともに、県としても財政支援をおこなうこと。

③ 軽石漂着で打撃をうけているマリインジェアー、観光産業等への支援策を国に要請するとともに、県としても対応すること。

④ 離島航路の安全確保と離島住民の生活、医療、教育、経済活動に支障がないように万全な対策をとること。

⑤ 沖合で漂流している軽石について、漁船の安全操業、船舶の安全航行の確保のため、国の責任で

回収すること。

6. 首里城の再建・復興、第32軍司令部壕の保存・公開について

(1) 首里城の再建・復興について

① 沖縄の歴史・文化の象徴、県民のよりどころとして誇れるように、県民の声、思いを集約し、県民の力・県民の心を一つにした県民参加、県民主体の復興・再建にすることを貫くこと。

② 復興、復元にあたって、県内の漆器組合、陶器組合、瓦組合をはじめ沖縄の力を結集するとともに、復元過程を通じて伝統技術の継承・保存に力を入れること。

③ 再建、復興過程も見学できるように引き続き努力すること。

④ 沖縄戦で焼失した中城御殿、円覚寺の復元とともに、御茶屋御殿の復元も明確にすること。その際、戦争を起こした国の責任も明確にすること。

⑤ 正殿の大龍柱の向きについて、フランス軍の写真の発見も踏まえ、様々な幅広い研究と検証と議論を尊重し、県民の合意を得るように努めること。

⑥ 万全な防火体制を構築すること。

⑦ 首里城は県民のものであり、所有権の将来的・段階的な県への移管も含めて、再建・復興過程の中で国と協議すること。

⑧ 焼失した文化財の復元と、散逸している貴重な文化遺産の収集を図ること。

(2) 第32軍司令部壕の保存・公開について

① 首里城再建と合わせて、沖縄戦の残酷さを伝える戦争遺跡「第32軍司令部壕」の保存・公開を進めること。

② 第5坑口と周辺の土地の先行取得を急ぐとともに、坑口の現状での公開等、出来るものから始めること。

③ 戦争遺跡として文化財指定すること。

7. 基地のない平和な沖縄をめざして

① 米議会諮問機関の報告書は、台湾有事の際の沖縄の米軍基地への中国の先制攻撃の可能性について言及し、中距離ミサイルの配備を検討してい

る。沖縄への中距離ミサイルの配備に断固反対するとともに、平和的な外交をと、関係国に書簡を送るなど行動を起こすこと。

② 「核兵器禁止条約」に日本も署名・批准するよう政府に求めること。3月の核兵器禁止条約の締約国会議に日本もオブザーバー参加するように政府に求めること。

③ 県議会全会一致の決議を尊重し、日米両政府に強く要請すること。

ア. 直ちに普天間基地の運用を停止し、普天間基地を閉鎖・撤去すること。

イ. 在沖米海兵隊を沖縄から早期に国外・県外に移転すること。

ウ. 日米地位協定を抜本的に改定すること。特に「日米地位協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律」を廃止し、日本の航空法を遵守すること。

エ. 保育園・学校・病院・住宅などの民間地上空の普天間基地所属の米軍機の飛行・訓練を中止すること。

オ. 高江ヘリパット6カ所の撤去及び、水源地上空の飛行・訓練を禁止すること。

④ 欠陥機オスプレイの訓練の即時中止と全面撤退、事故が頻発している老朽化したCH53E大型ヘリの速やかな運用停止を求めること。

⑤ F35垂直離着陸戦闘機・F22戦闘機の配備に反対し戦闘機の撤退を求めること。また、外来機の飛来や暫定配備に反対すること。

⑥ 米軍機による昼夜を問わないエンジン調整や、未明離陸、夜間の離着陸の中止、爆音防止を国や米軍に強く求めること。

⑦ 米軍の訓練水域・空域の廃止、鳥島や出砂島等の射撃場の即時返還を求めること。伊江島飛行場、嘉手納基地や津堅島沖での米軍パラシュート降下訓練を中止させること。

⑧ 有害物質PFOSとPFOA等の使用中止と撤去を求めること。

⑨ PFOS等の混入した水を飲料水として使用しないこと。

⑩ 米軍基地から派生する環境問題について、立ち入り調査を実施し、使用履歴を公表させ、日米両政府に責任ある対策を取らせること。

⑪ 米軍による民間空港・民間港湾の使用を認めないこと。

⑫ 那覇軍港の浦添移設に反対し、移設条件なしの返還を求めること。また、米軍機の那覇軍港使用を認めないこと。

⑬ 原子力潜水艦のホワイトビーチへの寄港に反対すること。

⑭ 米兵及び軍属等の基地外居住の実態を明らかにさせ、基地外に居住させないこと。米兵犯罪の防止のため民間地域への夜間外出を制限すること。

⑮ 米兵及び軍属等の所有する車両へ県民と同様に自動車税、軽自動車税を課すこと。

(2) 自衛隊基地の増強に反対すること

① 憲法違反の敵基地攻撃能力の保有に反対するとともに、中距離ミサイル配備に反対すること。

② 戦争法(安保法制)の廃止を求めるとともに、台湾有事を想定して南西諸島に米軍の軍事拠点を設けるなど、日米合同訓練や軍事一体化に反対すること。

③ 宮古、八重山、勝連半島などへの自衛隊配備・増強は、沖縄が再び戦争に巻き込まれる危険なものであり反対すること。下地空港の軍事利用を認めないこと。

④ 民間港や民間地などの自衛隊訓練使用を認めないこと。

⑤ 自衛隊へのオスプレイ導入と那覇基地への配備に反対すること。

⑥ 那覇基地の欠陥機F15戦闘機と空中給油機の撤去、住宅密集地に近い弾薬庫の撤去、自衛隊機の爆音被害をなくすこと。また、那覇空港の民間専用化を国に求めること。

⑦ 児童生徒に自衛隊への職場体験学習はさせないこと。

(3) 教育への政治介入に反対し、教科書検定意見の撤回、記述の回復、戦争の悲惨さを後世に正しく継承を

① 歴史教科書への文部科学省の検定意見の撤回と記述の回復を強く求めること。

② 悲惨な沖縄戦の実相を後世へ伝えるために、高齢化する戦争体験者の証言を記録する事業を市町村と協力して推進すること。

③ 「戦争遺跡保存条例」を制定し、戦争遺跡を指定

し、保存、整備をすすめること。

- ④ 学校での平和学習や平和祈念資料館等の活用をすすめるなど、沖縄戦の実相を後世に正しく継承するように特別の努力を行うこと。沖縄戦での学徒隊、護郷隊など少年兵の実態を調査し、解明を急ぐこと。
- ⑤ 戦後27年間の米軍占領の実態、復帰への県民の闘いを継承するための教育を行うこと。
- ⑥ 県庁職員、教員が沖縄戦や米軍占領時代の実相、苦難の歴史を正しく継承できるように、研修制度の充実など特別な努力を行うこと。

8. 県民のくらしと福祉の充実を

(1) 高齢者の福祉について

- ① 75歳以上の医療費窓口2割負担の中止を求めると。
- ② 後期高齢者医療制度の保険料を引き下げ、減免制度の拡充、滞納を理由とした保険証の取り上げを行わないこと。
- ③ 市町村の地域包括ケアセンターの中学校区への設置など、介護予防を充実させること。
- ④ 介護ベッドの購入やレンタル、外出支援、配食サービスなどへの自治体独自の施策を支援し、自己負担を軽減すること。
- ⑤ 介護保険料・利用料の減額免除制度を、市町村とも協力し実施、拡充すること。
- ⑥ 介護施設への入居待機者を解消するため、特別養護老人ホームを増設すること。
- ⑦ 有料老人ホーム、無届けホームの実態調査を行うとともに、入所者への支援、在宅サービスへの支援を強化すること。
- ⑧ 高齢者無料制度を、首里城に続き、美ら海水族館やモノレール・バス等にも拡充すること。
- ⑨ 独居老人の全県的な実態調査を実施し、社会的孤立や孤立死を防ぐために必要な支援策を強化すること。
- ⑩ 高齢の親が中高年の子を支える、8050問題について実態調査を行い、重層的支援体制を構築すること。
- ⑪ 高齢者の認知症や虐待防止の対策を強化するとともに、認知症高齢者のグループホームの建設を進めること。
- ⑫ 加齢による難聴者の補聴器購入に補助制度をつ

くること。

(2) 子どもの福祉について

- ① 「沖縄県子どもの貧困対策推進基金」を増額し、子どもの貧困解消のための諸施策を推進すること。
- ② 「沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例」に基づき、諸施策を推進すること。
- ③ 子育て世代包括支援センターをすべての市町村に設置し支援すること。
- ④ 中学生・高校生の通学に係るバスやモノレール代の無料化を拡充すること。
- ⑤ 認可保育園の新増設など保育所整備をすすめ、早期に待機児童の解消を実現すること。
- ⑥ 保育士不足を解消するために待遇改善等特別な財政支援を行うこと。保育士資格を持つ潜在的保育士の就労支援を強化すること。保育士の正規雇用率の改善を図ること。
- ⑦ 保育料の無償化によって給食費の負担が発生する世帯への支援を行うこと。
- ⑧ 認可外保育園の認可化を促進し、保育士の賃金引上げ、運営費への支援を強化すること。
- ⑨ 認可外保育園が指導監督基準を満たすように支援を強化し、消費税の非課税制度を促進するとともに、固定資産税も非課税にするように国に求めること。
- ⑩ 公的夜間保育園を増設し、民間夜間保育園の実態調査を行い、必要な支援を行うこと。
- ⑪ 無届保育園の調査を行い指導すること。
- ⑫ 中学校卒業までの子ども医療費の窓口無料化の完全実施のために、市町村への支援を行うこと。国に対して制裁（ペナルティー）を止めるように強く求めること。
- ⑬ 学童クラブの公設公営化と増設をすすめ、学童クラブの公共施設の使用推進。既存を含めて民間施設利用クラブへの家賃補助など支援を強化すること。
- ⑭ 学童クラブのひとり親や低所得者の保育料軽減、幼稚園児も補助対象にすることや、大規模学童クラブの適正化、指導員の常勤・複数配置など労働条件の改善などの支援を強化すること。
- ⑮ 児童相談所の専門職員を正規職員による増員を行い、緊急事例にも対応できるように体制強化を行うこと。
- ⑯ 発達障がい者・児の実態把握に努め、支援セン

ターの増設と拡充、親子通園施設の整備・拡充など、発達障がいの早期発見・早期支援のため県の施策を拡充すること。

里親制度の拡充と必要な支援が受けられるように社会的養護自立支援事業を実施すること。

(3) 障がい者福祉について

- ① 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」を当事者の意見を取り入れて見直し、必要な財政措置を行うこと。
- ② 共同作業所などの障がい者施設への補助・助成を拡充すること。
- ③ 障がい者の労働の権利を守るために、あらゆる種類の障がい者が就労できるように法定雇用率を県が達成すること。市町村や未達成業者への指導を行うこと。
- ④ 障がい者の職業訓練を拡充し、就労支援を促進すること。
- ⑤ 「障がい者就業・生活支援センター」の体制を強化し、軽度知的障がい者の就労後の定着率を高めること。
- ⑥ 障がい者が低額な料金で入居できる福祉ホーム等を増設及び支援を行うこと。自由に外出できるバリアフリーの街づくりなどの施策を推進すること。
- ⑦ 重度心身障害者制度の継続、拡充と医療費助成事業補助要綱を県条例として制定すること。又、現物給付に改善すること。
- ⑧ 障がい者のスポーツ・文化・芸術交流のできる施設を建設すること。

(4) ひとり親家庭への支援強化について

- ① ひとり親家庭の実態調査を継続し必要な支援策を強化すること。
- ② 母子生活支援センターの増設、ゆいぽろと事業を拡充すること。
- ③ ひとり親世帯への貸付制度などの融資条件を緩和し借りやすいものにする。高等技能訓練促進費を拡充すること。ひとり親世帯の医療費助成を現物給付にすること。
- ④ 県や市町村の「寡婦控除」のみなし適用拡大と所得税法の抜本改正を国に求めること。
- ⑤ 高校、大学進学など、修学のために学習支援・財

政支援を行うこと。

(5) 人権尊重・ジェンダー平等社会実現へ

- ① ヘイトスピーチ対策条例を制定し、憲法で保障された基本的人権を擁護すること。ヘイトスピーチに毅然として対応し、適切な対応をとること。
- ② 男女の賃金格差をなくすために、県として実態把握と是正計画を策定すること。
- ③ 選択的夫婦別姓制度の法制化を国に求めること。
- ④ 「沖縄県性の多様性尊重宣言(美ら島にじいろ宣言)」の実効性ある取り組みを進めること。
- ⑤ 性的マイノリティへの偏見や差別をなくし、人権問題に関する正しい認識を啓発していくこと。
- ⑥ 沖縄県としてパートナーシップ制度を導入し、同性婚を認める民法改正を国に求めること。
- ⑦ 学校教育で、人権と性の多様性について学び、すべての人間が個性豊かに「自分らしく」生きられる社会についての教育をすすめること。
- ⑧ 全市町村へのDV相談員の配置、一時保護施設の増設、DV防止基本計画の策定を促進すること。
- ⑨ 沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターの体制の拡充と財政支援を強化すること。
- ⑩ セクハラ、パワハラなど職場におけるハラスメントは重大な人権侵害である。県民への意識啓発を推進すると共に、予防対策・事後対策を強化すること。
- ⑪ 高校、小中学校の男女混合名簿の実施の促進、制服選択制を推進すること。
- ⑫ 女性の社会参加を促進するとともに、県の管理職や審議会などへも積極的に目標をもつて登用すること。

(6) くらし応援・困窮者支援について

- ① 憲法と生活保護法の最低限の生活を営む権利を保障し、保護を必要としている人が申請、受給できるようにすること。申請書を窓口置き、申請権を保障すること。生活保護は国民の権利であることを周知すること。
- ② 通院交通費の支給を周知し実施すること。生活実態に即して車の使用を認め、クーラーの設置費や電気料加算を行うこと。65歳以上の人や病気の人の就労の強要をやめること。

- ③ 生活保護世帯、準要保護世帯、生活困窮者への学習支援をすべての市町村で実施し拡充すること。
- ④ 住宅扶助の家賃基準額を引き上げ、入院中の住宅扶助の停止をやめること。
- ⑤ サラ金、ヤミ金、マルチ商法、ネット商法などの被害などから、県民生活を守り、相談支援体制を強化すること。学校での消費者教育を強化すること。
- ⑥ 生活困窮者への緊急小口融資制度を拡充すること。
- ⑦ 自殺を防止するために、自治体ぐるみ、県民ぐるみの運動、対策を抜本的に強化すること。
- ⑧ 生活困窮者救済のためのフードバンクや子ども食堂等について、市町村等と連携して支援すること。
- ⑨ 東日本大震災・福島原発事故で避難してきた人々に、住居支援や医療支援など、避難者に寄り添った支援策を講じること。
- ⑩ アルコール・薬物・ギャンブル依存症の病気治療回復への対策を行うこと。
- ⑪ 公営住宅家賃の減額・免除制度を拡充すること。
- ⑫ 県営住宅入居者への、県独自で設置した社会福祉士による「専門相談窓口」を拡充すること。
- ⑬ 県営住宅の連帯保証人制度をなくすための条例改正をすること。又、連帯保証人を探せない人が民間住宅に入居できるように公的連帯保証制度を創設すること。低所得者への家賃補助制度などを拡充すること。

9. 県民の命と健康を守る医療体制の確保について

- (1) 県立病院は県民医療の砦として医療体制の強化・充実を図ること
 - ① 一般会計からの繰り入れを抜本的に見直して増額すること。
 - ② 公立北部基幹病院を実現すること。
 - ③ 医師・看護師・医療従事者の長時間勤務を縮減し、勤務環境の改善に努めること。
 - ④ 産科医、小児科医をはじめ医師の確保に全力をあげること。看護師の確保に全力を上げ休床ベッドの解消を図ること。宮古・八重山県立病院で7対1看護基準を早急に実現すること。医師、看護師の過酷な労働条件の改善をすすめること。

(2) 県民医療の確保と充実について

- ① 国民健康保険財政への1兆円の公費投入増を国に求め、国保税を抜本的に引き下げること。
- ② 「均等割」「平等割(世帯割)」の廃止を国に求め、国保税を協会けんぽ並みに引き下げる。特に、子どもの均等割りの廃止を急ぐこと。
- ③ 市町村財政を危機的状況に追い込んでいる前期高齢者交付金不足問題は、国に対して財政措置を求め、解決のために全力を挙げる。
- ④ 県の一般会計から国保特別会計に繰り入れを行うこと。
- ⑤ 保険料は市町村の自主性に任せて、2024年の統一保険料をめざす県の運営方針を見直すこと。
- ⑥ 医療を受ける権利を奪う国保証の取り上げは行わず、滞納者への差し押さえなど強行的な対応ではなく親切的な相談を行うように指導を徹底し、国保法第44条の医療費の減免を拡充すること。
- ⑦ 看護師確保目標を引き上げ、修学資金制度の拡充、看護師確保予算の増額など、県として看護師養成の責任をはたすこと。
- ⑧ 安心して出産できる地域医療のために、助産師の養成をすすめること。
- ⑨ 薬剤師不足を解消して地域医療を守るために、県内大学に薬学部を創設すること。
- ⑩ 救急医療体制の強化のために、ドクターヘリを拡充・強化すること。
- ⑪ ジェネリック医薬品の普及で患者の自己負担と県の財政負担を軽減すること。
- ⑫ ワクチンの確保に全力をあげ、低所得者への無料接種など、新型インフルエンザの感染防止対策を強化すること。
- ⑬ がん条例に基づき、患者への支援と対策を強化すること。そのための財政支援も強化すること。
- ⑭ HTLV-1の「総合対策」を確立すること。また、難病患者への支援を強化すること。
- ⑮ B型、C型肝炎患者が安心して治療を受け、生活するための公的支援制度の拡充を図ること。
- ⑯ 日常的に医療的ケアが必要な子どもの実態を調査し、保育所への看護師派遣など支援体制を強化すること。
- ⑰ ハンセン病と元患者への人権侵害や偏見をなくしていく対策をとること。
- ⑱ エイズウイルス感染症を防ぐ総合的な対策の強化と正しい知識の普及、患者の人権を守る対策をすすめること。

10. 子どもの行き届いた学校教育と文化、スポーツの振興を

子どもたちが主人公―学びあい、助け合い、すべての子どもが基礎学力と生きる力を身につける学校教育を―

- ① 少人数学級(20人)を国へ要望すると共に、県も積極的な検討を行うこと。
- ② 全国よりも低い教育予算の実態を重く受け止め、教育予算を増額すること。
- ③ 臨時教員の割合が高い沖縄県の正規教員の採用を推進すること。また幼稚園教諭の正規雇用を拡大すること。非正規教員の待遇を改善すること。
- ④ 少人数学級について下限25人を撤廃すること。教室不足で実施できない学校の必要な教員数を配置すること。また教室確保に県として市町村を支援すること。
- ⑤ 数学、理科など必要な科目で少人数指導を実施し、必要な教員を増員すること。
- ⑥ 小学校の英語教科化に向けて、県による教員研修を充実させること。
- ⑦ 養護教諭、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、学校図書館司書などを、全ての学校に正規職員として配置し増員すること。
- ⑧ 特別支援教育のための教職員の増員と教育支援員を確保すること。那覇特別支援学校に続き、必要な地域に特別支援学校を開校すること。
- ⑨ 競争教育をとおる全国学力テストは廃止を求め、市町村にも強制しないこと。学力向上推進運動を見直し、基礎学力と、生きる喜び、学ぶ喜びを身につける教育をすすめること。
- ⑩ 学校現場の管理統制をやめ、教職員評価システムをやめること。教職員の自由で民主的な教育活動を保障すること。
- ⑪ 教職員の長時間労働を是正するために、小中学校へのタイムカード導入をすすめる。教員の増員と正規化を推進すること。部活動指導員の配置をすすめる。部活動指導員の研修を強化すること。
- ⑫ 市町村教育委員会単位に「労働安全衛生委員会」の設置をすすめる。各学校に体制づくりをすすめること。

こと。教職員の多忙化、パワハラなどによる、メンタルヘルスの実態調査をすすめる。勤務時間の管理などの具体的な対策をとること。

- ⑬ 就学援助制度の認定基準を緩和し、必要な児童が受けられるようにすること。対象項目の拡充、入学前支給を推進すること。
- ⑭ 就学援助制度の準要保護者への国庫補助の復活を国に求めること。
- ⑮ 学校の教材費などの父母負担の軽減をはかること。高校教育までの実質無償化を求めること。
- ⑯ 学校給食を無償化すること。
- ⑰ 教育環境整備のために、すべての学校にクラーを設置し、快適に学習できる環境を実現すること。小・中・高・特別支援校に洋式トイレを整備すること。老朽校舎、耐震基準に満たない校舎の改築を計画的にすすめること。
- ⑱ いじめを根絶するため市町村教育委員会や関係機関と協力し対策を強化すること。
- ⑲ 公立の夜間中学を創設すること。珊瑚舎スコールへの財政支援を継続し、義務教育未終了者の学ぶ権利を保障すること。
- ⑳ 高校中退対策の就学支援センターを拡充すること。
- ㉑ 教員採用試験の公正・公平化と透明化にいつも努力し、年齢制限をなくし臨時教員期間の実績も評価に加えること。
- ㉒ 地域や保護者の理解の得られない学校統廃合を行わないこと。
- ㉓ 県立大学、大専校等の授業料の減額・免除制度をさらに充実させること。
- ㉔ 給付型奨学金制度の内容を拡充し、県内進学にも拡大すること。無利子の奨学金の拡充、奨学金の返済猶予や免除、所得連動型の返済制度に改善すること。学生生活支援などを国に求めると共に、県も積極的支援を行うこと。
- ㉕ 侵略戦争肯定の教育や「日の丸・君が代」の強制は行わないこと。
- ㉖ 希望する生徒が全員高校に入学できるようにすること。
- ㉗ ヤングケアラーの実態調査と支援を実施し、ヤングケアラー条例を制定すること。
- ㉘ 生理用品を学校トイレに常備すること。

(2) 文化、スポーツの振興を

- ① 新型コロナウイルス感染症で影響を受けた文化・芸能団体への支援を行うこと。
- ② 県民が気軽に利用できるスポーツ施設の増設とスポーツ・文化活動への支援を拡充すること。
- ③ 県指定及び県内の文化財の保存・修復など文化行政の充実を図ること。
- ④ 沖縄県立郷土劇場を建設し、文化発信交流拠点として活用すること。
- ⑤ 『沖縄空手』を独自の文化遺産として保存・継承・発展させるために、沖縄空手会館を拠点とした空手振興を推進すること。
- ⑥ 世界遺産である組踊りなど、沖縄の伝統芸能文化を継承できるように、担い手や継承者の育成を強化すること。
- ⑦ 世界のウチナーンチュ・ネットワークの継承、発展のための交流拠点施設を整備すること。
- ⑧ 辺野古で発見された礎石や土器、石器などが貴重な文化財として認定された。試掘調査をさらに進め、文化遺産として認定し保護をすすめること。
- ⑨ 辺野古大浦湾のチリビシのアオサンゴ群集及び長島の鍾乳洞で発見された固結礫塔(こけつれきとう)などを県の天然記念物に指定を目指すこと。

11. 農林水産業、地場産業・地元中小企業の育成、雇用の確保と失業率の改善、くらし優先、生活密着型の公共工事を沖縄振興の柱に据えること

(1) 亜熱帯性気候の特性を生かした農業の振興について

- ① 日本唯一の亜熱帯性気候である本県の特徴を活かし、本県の産業発展の柱に農業を位置づけること。
- ② 県内食糧自給率を50%まで回復させるための実効ある対策を取る。
- ③ 新規就農者の参入・定着を支援するための「就農者支援制度」、「定年後就農者支援制度」を確立すること。「青年就農給付金事業」の要件を緩和すること。
- ④ 耕作放棄地の農地としての有効活用のための抜本的な対策をとること。

- ⑤ 県として地産地消を本格的に進めること。そのための学校給食、病院、福祉施設などでの数値目標を定めて推進すると同時に、ホテルや民間事業者とも協力して推進すること。
- ⑥ 6次産業化を推進し、農水産物の直売所など販路拡大への取り組みを支援すること。
- ⑦ 農水産物の加工場の整備と拡充を図ること。
- ⑧ サトウキビ生産費の価格保障制度は、沖縄の生産実態と生産価格にあった買取価格にすることを国に求めること。含蜜糖についても分蜜糖並みに支援を行うこと。
- ⑨ 酪農、畜産用配合飼料価格安定制度の支援を拡充し、輸入粗飼料へ支援を実施すること。県内の飼料生産を確立させること。
- ⑩ 施設園芸、菊、果樹等の資材、化学肥料の高騰対策等を実施すること。
- ⑪ 農業研究所、病害虫駆除研究所などの予算を増やし、専門職員の養成や研究体制の拡充を行うこと。
- ⑫ イモゾウムシ、アリモドキゾウムシの根絶事業を沖縄本島でも早期に実施すること。「琉球イモ」などの呼称でのブランド化も推進し、生産を奨励すること。
- ⑬ マイナー作物の農業登録申請を県として推進すること。
- ⑭ 防風林、防潮林などの整備や、ビニールハウスなどの施設整備を推進し、台風被害から農家と農作物を守る事業を強化すること。
- ⑮ 沖縄にあった農業共済制度への改善、拡充を図ること。
- ⑯ 営農が持続できるように負債農家への支援を強化すること。
- ⑰ 「鳥獣被害防止総合対策交付金」の継続実施と予算増額を図ること。
- ⑱ 種子法の復活を国に求めると共に、沖縄県種苗条例を早期に制定すること。

(2) 漁業の振興について

- ① 沖縄県民と漁民を無視した日中・日台漁業協定を見直し、国の責任で操業ルールを確立させること。
- ② 尖閣諸島及び周辺海域は歴史上、国際法上も我が国の領土及び領域である。日中両国間の対立緊張をエスカレートさせないよう、冷静かつ平和的な外交交渉で解決を図るよう国

- へ求めること。
- ③ 尖閣諸島周辺海域において、本県及び我が国の漁業者が自由かつ安全に操業や航行ができるように適切な措置を講じるよう国へ求めること。
- ④ 沖縄の漁業の阻害要因になっている米軍の制限水域の撤廃を国に求めること。
- ⑤ 後継者を育成するための教育訓練体制を充実させるとともに、「所得保障制度」など県独自の支援策を検討すること。
- ⑥ 養殖漁業への支援を拡充するとともに、稚魚の放流など、漁業資源の保全、パヤオの増設など必要な支援策を強化すること。
- ⑦ 県水産海洋研究センターの体制の充実、人材育成の強化を図ると共に、糸満市に海洋深層水施設を設置すること。
- ⑧ 漁業経営セーフティネット構築事業への支援の拡大と、加入促進への具体的な対策を実施すること。
- ⑨ 豊かな漁場を維持再生するために、沖縄型つくり育てる漁業振興を推進すること。

(3) 地場産業・地元中小企業の育成

- ① 公共工事の地元企業優先、分離・分割発注を推進すること。同様に国発注の公共工事にも求めること。
- ② 下請け代金、賃金、適正な労働条件を確保し、公共サービスの品質を確保するために、公契約条例の実効性ある取り組みを行うこと。
- ③ ダンプ業者への「下請け契約」が適正に行われるよう指導を徹底するとともに、安全を脅かす過積載をなくすための指導、取り締まりを強化すること。
- ④ 建設・土木産業の人材育成に県としても取り組むこと。特に深刻となっている、離島の対策を強化すること。
- ⑤ 入札制度の総合評価方式に、設計労務単価に対して一定水準を保つ事業者は加点点評価すること。

(4) 中小企業の育成、振興策の強化について

- ① 事業所の9割以上を占める中小零細業者の実態調査を県として行い、中小企業振興条例を活かした施策を推進すること。
- ② 県融資制度について、無利子・無担保・無保証、

- 上限額の引き上げ、据置期間の延長など、事業者を応援する制度へとさらに拡充すること。
 - ③ 信用保証協会の部分保証制度を元の全額保証制度に戻すことを国に強く求めること。
 - ④ 短期運営資金、小規模企業対策資金、小口零細企業資金などを、より柔軟な事業資金制度へと拡充すること。
 - ⑤ 公共、民間を含め、あらゆる事業での県産品優先使用を徹底し、使用率の向上を図ること。
 - ⑥ 全国的に実施されている「小規模工事契約希望者登録制度」を実施すること。
 - ⑦ 「住宅リフォーム助成制度」を拡充し、「店舗リフォーム助成制度」を創設すること。
 - ⑧ 陶器、漆器、染色、織物などの伝統工芸及び伝統工芸産業の育成、振興策を拡充すること。
 - ⑨ 学校給食用食器に琉球漆器の導入を計画的に推進し、伝統文化の学習とともに、漆器産業の振興を図ること。
- (5) 雇用の確保と失業率の改善について**
- ① 中小企業への支援を行い、全国一律最低賃金1500円にすることを県としても取り組むこと。
 - ② 雇用創出・拡大、完全失業率の改善、正規雇用の向上など、目標と計画を策定すること。
 - ③ 企業誘致の際には、沖縄の低賃金を前提にした誘致のあり方を改めること。
 - ④ 全国と比較して高い非正規雇用率を改善するために県として具体的な施策を推進すること。
 - (ア) 正規雇用化を図る県内企業を支援し、企業の取り組みを応援すること。
 - (イ) 新卒者の雇用ミスマッチの解消、若年者の定着率の向上に努めること。
 - (ウ) 介護職での介護報酬の引き上げで、雇用の拡大と正規率を高めること。
 - (エ) 保育士の賃金引き上げのための支援を行い、正規率の向上を図ること。
 - (オ) 県が補助をして誘致したコールセンター等には正規雇用や雇用実態の報告を義務付けること。
 - (カ) 県、市町村自治体や外郭団体等での行き過ぎた非正規雇用を是正し正規雇用を広げ、必要な職員数は確保すること。

- ⑤ 残業代の不払いなどの悪質企業を根絶するための対策をとること。悪質な事業者は沖縄労働局と連携して、公表するなど、実効性のある対策を強化すること。
- ⑥ 県庁や市町村役所でのサービス残業の根絶、増加傾向にあるうつ病などの精神疾患をなくしていく対策を強化すること。
- ⑦ 国に緊急雇用対策の実施を求めるとともに、県独自の失業対策事業など緊急雇用対策をおこなうこと。

(6) 生活密着型の公共事業を

- ① 老朽化した学校、公営団地、病院、福祉施設などの改築、道路、橋梁、公共インフラの耐震化など生活密着型の公共事業で、仕事と雇用を確保すること。
- ② 沖縄の自然の海岸、干潟、河川を取り戻す自然再生型の公共事業を推進すること。
- ③ トランシップ貨物がゼロの那覇港ハブ港湾計画については、次期港湾計画において抜本的に見直すこと。
- ④ 公共工事における談合を防止するために入札制度の改善を引き続きすすめること。
- ⑤ 不足している低所得者向けの公営住宅を、市町村とも連携して増設すること。民間住宅の買い上げ、借り上げ住宅も推進すること。
- ⑥ モノレールの3両編成運行を早期に実現すること。

12. 沖縄の貴重な環境を守るために

- ① 世界自然遺産「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の自然環境を守り、次世代に受け継いでいくための取り組みを強化すること。
- ② ヤンバルクイナ、ノグチゲラなどの絶滅危惧種をはじめとする、貴重な動植物の生きるやんばるの森を保全し、北部訓練場の全面返還を求めること。
- ③ やんばるの森の皆伐は行わず、北部地域森林計画を見直すこと。
- ④ 「沖縄県希少野生動植物保護条例」に基づく希少種の保護や外来種対策など、自然環境の保全に取り組むこと。
- ⑤ 「沖縄県気候非常事態宣言」に基づき、地球温暖

- 化対策を市町村と連携して取り組むこと。
- ⑥ 2030年までのCO2削減目標を引き上げ、太陽光、風力、バイオマス、小水力発電など自然エネルギーへの転換計画を策定し積極的に推進すること。
- ⑦ 生物多様性に富む沖縄に「国立自然史博物館」を設立すること。
- ⑧ 県土の無秩序な開発を防止する県土保全条例を改正すること。
- ⑨ 「公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例」を、実効性あるものにするために、あらゆる対策を講ずること。
- ⑩ 泡瀬干潟を鳥獣保護区として早急に指定し、ラムサール登録を実現すること。同干潟のサンゴ再生事業を推進すること。
- ⑪ 過度な舗装を見直し、透水性舗装、透水路の設置の推進で地下水の涵養を図ること。
- ⑫ 公共施設、住宅などへの雨水タンクの設置をすすめること。
- ⑬ ゴミの分別、減量、リサイクル、再資源化を県が先頭にたって推進すること。
- ⑭ 学校給食の牛乳パックを瓶に切り替え、森林資源の保全と環境教育を推進すること。
- ⑮ 産業廃棄物処理施設への管理、監督を強化し、公害が発生しない適正な処理施設の整備をすすめること。ゴミの不法投棄、不法処理などの防止策を強化すること。
- ⑯ 公共関係と産業廃棄物処理場の建設及び産業廃棄物処理施設の新設については、周辺、関係住民の同意を得るとともに、生活環境保全に万全を期すこと。
- ⑰ 観光立県にふさわしく、公道の除草・清掃を定期的に行い環境保全に務めること。有害除草剤を使用しないこと。

13. 災害に強く、安全で住みよい県土づくりを

- ① 沖縄県地域防災計画を随時見直し、災害や被害を未然に防止する万全の体制を構築すること。
- ② 海抜表示や避難ビル等の確保、避難経路などを周知徹底するとともに、避難訓練を行うこと。
- ③ 島嶼県としての災害等に迅速に対応するため防災ヘリを早急に導入すること。

- ④ 消防士の人数を政令で定め市町村条例で配置するように改定し、消防士不足を解消するように国に働きかけること。
- ⑤ 防災行政無線、緊急地震速報の整備を急ぐこと。氾濫・浸水、冠水被害等を繰り返している河川、地域、農地、県道などの改修、整備を急ぐこと。
- ⑥ 市町村とも協力し、民間住宅の耐震診断・改修を支援すること。
- ⑦ 防災対策として電線地中化を促進すること。
- ⑧ 「災害救助法」「被災者生活再建支援法」の適用基準の緩和で被災者の救済ができるように国に求めるとともに、県独自の緊急支援制度や生活支援制度をつくること。災害発生時には速やかで親身な支援が実施できるよう、窓口一本化などを含めた体制を拡充すること。
- ⑨ 急傾斜地崩壊危険ヶ所の実態調査と区域指定を行い防災対策を急ぐこと。
- ⑩ アスベスト使用の実態把握と、被害防止・被害者救済対策の強化と、米軍基地、自衛隊基地での使用の実態把握と被害防止・被害救済対策を国に求めること。
- ⑪ 交通量の多い交差点等や必要な個所への信号機、カーブミラー、ガードレール等の設置、横断歩道の白線などを補修し、交通安全対策を強化すること。

14. 離島の振興について

- ① 住み慣れた離島で安心して暮らし続けられるように、総合的な施策を推進すること。
- ② 「離島住民等交通コスト負担軽減事業」を拡充し、船賃・航空運賃を低減すること。
- ③ ガソリン価格・水道料金などの「生活コスト軽減事業」を拡充し、離島住民の負担軽減を図ること。
- ④ 農畜産、水産品の輸送コスト引き下げ等、流通条件の負担軽減に取り組むこと。
- ⑤ 離島の県立病院・診療所の医師や看護師確保のためのドクタープール制度や派遣事業を拡充すること。
- ⑥ 妊婦検診、がん治療の支援を強化すること。本島で病気治療、出産をする本人及び家族の宿泊施設を整備、宿泊費用への支援を拡充すること。

- ⑦ 粟国、多良間、波照間の定期航空路線を早期再開すること。伊平屋空港を建設すること。
- ⑧ 離島における公共工事の労働者不足を補うための対策をとること。
- ⑨ 若者の「離島離れ」を防ぐための、雇用の創出力をいれること。
- ⑩ 離島外へ進学する高校生などへの支援を拡大すること。
- ⑪ 電線地中化やビニールハウスの強化など、日常的、抜本的な台風対策を強化すること。
- ⑫ 産廃処理への管理、監督を強化し、公害防止措置を講ずること。廃家電のリサイクル料金の差額解消への対策を講ずること。
- ⑬ 海岸漂着ごみの処理への抜本的な対策を講ずること。
- ⑭ 離島住民の生活に不可欠な離島航路の確保・維持、負担軽減のために、航空・航路補助事業を拡充すること。

15. 戦後処理、復帰処理問題等、国への要請事項について

- ① 不発弾処理は、戦争を起こした国の責任を明確にし、全額国庫負担で行うように求めること。その為の恒久法の制定を求めること。沖縄県不発弾対策条例を制定すること。
- ② 戦争被害者の遺骨収集と全てのDNA鑑定を国の責任で行うように求めること。
- ③ 特殊地下壕の埋め戻しは国の責任で行うよう求めること。
- ④ 旧軍飛行場用地問題について、地主会と市町村と連携して解決を促進すること。
- ⑤ 戦争被害者補償制度の制定を国に求めること。
- ⑥ 戦争遺跡の管理・保存のための予算措置を国に求めること。

